

# 児童特別児童扶養手当制度

次の方を対象に児童扶養手当および特別児童扶養手当を支給します。

## ◆児童扶養手当

父親のいない家庭や、父親が一定の障害の状態にある家庭の子どもの母、または母に代わってその子どもを養育している方に支給されます。

- 対象** 次のいずれかに該当する子どもを育てている場合
- ・父母が婚姻を解消した
  - ・父が死亡した
  - ・父に一定の障害がある
  - ・父の生死が明らかでない
  - ・父に1年以上遺棄されている
  - ・父が法令により1年以上拘禁されている
  - ・母が婚姻によらないで懐胎した
- ただし、右記の場合でも次のいずれかに該当するときは手当を受けられません。
- ・申請する方や子どもが日本国内に住所を有しないとき
  - ・申請する方が公的年金を受給することができるとき

・子どもが父または母の死亡について支給される公的年金を受けられることができるとき

・子どもが父に支給される公的年金の額の加算の対象となっていないとき

・子どもが児童福祉施設等(母子生活支援施設などを除く)に入所しているとき

※平成10年3月31日以前に手当の支給要件に該当したものの、受給申請をしないまま、その間状況的に変わらなかつた場合、原則として申請をすることができません。

また、戸籍上婚姻届を提出していないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合(内縁関係など)も手当受給の対象にはなりません。現在受給中の方も、事実婚の実態が判明した場合、手当を返還していただくこととなります。

**◆支給額(全額支給の場合)**

1人⇓月額41,720円

2人⇓月額46,720円

3人目以降⇓子ども2人の場合の月額に、1人につき3,000円を加算

※手当は4月・8月・12月の3回に分けて、4か月分ずつ支払われます。

## ●年齢

18歳になった年の年度末(3月31日)までです。また、

一定の障害のある児童は20歳になるまでです。

※児童扶養手当受給者にかかわる優遇制度があります。(JR通勤定期乗車券の割引制度など)

## 児童扶養手当所得制限限度額

扶養人数	本人		配偶者・扶養義務者の養育者等
	全部支給	一部支給	
0	19万円	192万円	236万円
1	57万円	230万円	274万円
2	95万円	268万円	312万円
3	133万円	306万円	350万円
4	171万円	344万円	388万円

所得制限未済の場合、全部支給または、一部支給となります。  
 ※一律控除(8万円)のほか、諸控除が受けられる場合があります。  
 ※受給資格者になられた方は、毎年8月に現況届の提出が必要です。

2127へ  
 詳しくは福祉課児童係

## ◆特別児童扶養手当

一定の障害のある20歳未満の子どもを育てている方に支給されます。

ただし、次の場合は支給されません。

- ・申請する方や子どもが日本国内に住所を有しないとき
- ・子どもが障害による公的年金を受けられることができるとき
- ・子どもが児童福祉施設等に

入所しているとき

## ●支給額

重度の場合⇓1人につき月額50,750円

中度の場合⇓1人につき33,800円

※手当は4月・8月・11月の年3回に分けて、4か月分ずつ支払われます。

## 特別児童扶養手当所得制限限度額

扶養人数	本人	配偶者・扶養義務者
0	459万6千円	628万7千円
1	497万6千円	653万6千円
2	535万6千円	674万9千円
3	573万6千円	696万2千円

所得制限未済の場合に支給となります。  
 ※一律控除(8万円)のほか、諸控除が受けられる場合があります。  
 ※受給資格者になられた方は、年1回所得状況届の提出が必要です。

2122へ  
 詳しくは福祉課障害者福祉係

両制度ともに所得制限があります。(外国人の方も受給できます。)

これらの手当は、申請をした翌月からの対象となります。また、各制度の受給者が受給要件に変更があった場合(転入・転出・氏名変更・児童数の増減など)は、福祉課へお申し出ください。

## 介護保険被保険者証について

65歳以上の町民の方は、伊奈町の介護保険被保険者となります。町では、65歳到達日(65歳の誕生日の前日)の属する月の前月末に「介護保険被保険者証」を送付しています。この証は、特定健康診査と同時に実施される生活機能評価を受ける時や、要介護認定の申請をする時に必要となりますので大切に保管してください。

## 介護報酬が変わりました

平成21年度の介護保険制度改正で、介護報酬(介護サービスの標準単価)の改定が行われ、全体で3%の引き上げとなりました。

このことにより、4月以降に3月までと同じサービスを利用した場合、自己負担額(利用料)が高くなる場合がありますのでご注意ください。

詳しくは、担当のケアマネジャーまたはサービス提供事業所にご確認ください。

2124  
 福祉課介護認定給付係

平成21年度の介護保険料額 (単位: 円)

所得段階	対象となる方	基準額に対する割合	年額
第1段階	生活保護受給者および老齢福祉年金受給者であって世帯員全員が市町村民税非課税の方	0.50	21,700
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.50	21,700
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	0.75	32,600
特例 第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.91	39,500
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.00	43,500
第5段階	本人市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.08	46,900
第6段階	本人市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.25	54,300
第7段階	本人市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	1.50	65,200

介護保険料額が決まりました  
基準額が引き下げに

第4期介護保険事業計画の策定に伴い、65歳以上の方の平成21年度～23年度の介護保険料額が決定しました(左表参照)。20年度までの保険料段階設定よりも、きめ細かく負担能力に応じた保険料負担となります。変更点は次の3点です。

- ① 保険料の基準額が変わりました。18年度～20年度の基準額より1,100円引き下げ、21年度～23年度は43,500円となります。
- ② 左の表中、特例第4段階の方は、21年度～23年度の特例として、従来の保険料段階(第4段階)よりも保険料額が軽減されます。
- ③ 本人が市町村民税課税の方の保険料段階を細分化しました(表中、第5・6・7段階参照)。なお、第6段階と第7段階の基準額に対する割合に変更はありません。

また、介護従事者処遇改善のための介護報酬改定に伴う保険料増額分の半額は、平成21年度～23年度の3年間に限り、国の財政措置により軽減されています。

介護保険制度では、介護サービスに要する費用の1割を利用者が負担し、残りの9割が保険給付されます。平成21年度～23年度においては、65歳以上の方の保険料は、保険給付の20%を占める重要な財源となりますので、納入にご協力ください。

●納め方と通知の時期

- ① すでに年金からの天引きが始まっている方

4月、6月の年金からも2月の年金天引額と同額の保険料が天引きされます。

②平成21年度介護保険料特別徴収開始通知書が届いた方

お知らせした額で4月または、6月の年金から天引きが開始されます。

③すべての方(①②の方を含む)

7月に納入通知書を送付します。年間保険料額と納め方(年金天引または、納付書や口座振替による納付)をご確認ください。また、年度途中に65歳に到達した方や町外からの転入者には、7月以降随時、納入通知書を送付します。

2124 福祉課介護保険管理係

ごみの分け方・出し方

第5回 『ビン』

次の点にご注意いただき、ごみの分別にご協力ください。

1. 異物を取り除く  
王冠、キャップ、ワインのコルクなどの異物を取り除き、水ですすいでお出しく下さい。
2. 色別にご協力を  
透明と色付に分別してお出しく下さい。
3. 再利用にご協力を  
酒ビン・ビールビンのように再利用(リユース)できるものは、酒屋さん等に引き取ってもらいましょう。



※化粧品や耐熱性のビンは、「不燃ごみ」の日に出してください。  
※資源ごみ全般を出すときの注意  
それぞれの資源以外のものは混ぜないでください。資源以外のものが混ざっていると、資源として再利用できなくなっています。

ごみ出しのルールとマナーを守りましょう!

町では、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ9品目(プラスチック製包装容器、カン、ペットボトル、透明ビン、色付ビン、古紙、古着、蛍光管等、廃乾電池)の計11種類に分別しています。

分別が不十分だと、資源として再利用できないほか、地球温暖化の原因やごみ収集車両およびごみ処理施設での火災事故等にもつながり大変危険です。

「ルールを守ろう!」

- ごみは分別して、収集日の朝8時までに決められた集積所に出す。
  - ごみを出す際は、透明または中身が確認できる半透明の袋を使う。ダンボールや黒い袋は使用不可。
  - 容器類は中を水洗いする。中身が付着していると、悪臭が発生しカラスや猫等によるごみ散乱の原因となります。
  - ごみ集積所は、利用者全員で協力して清潔に管理してください。
- ※ごみの分け方・出し方について詳しくは、「ごみ収集カレンダー」や「家庭ごみの出し方・分け方パンフレット」または、町ホームページをご覧ください。

●ライター・着火器具のごみの出し方が変わりました

ごみ収集車両や処理施設での火災事故を防止するため、4月からライター等を廃乾電池と同集積所で収集します。

収集日 7月、1月それぞれ1日ずつの年2回

ライター等を、透明または半透明の袋に入れて、収集日の朝8時までに決められた集積所に出してください。

図 環境対策課 2252

